

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年1月18日作成)

法令名	北海道情報公開条例
根拠条項	第9条
許認可等の種類	公文書の開示請求
法令の定め	何人も、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。
審査基準	
標準処理期間	総期間 14日 一月 (注:休日は含まない) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	監査委員事務局総括監査課 (電話番号:011-231-4111内線32-321)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	開示・非開示の判断に必要とされる基準が、条例の定め並びに条例の趣旨、解釈及び運用を定めた総務部長通達において具体的に規定しつくされているため、審査基準を設定しない。 (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/shinsakijun.htm)